

議案第 25 号

安中市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例について

安中市職員の退職手当に関する条例を次のように改正する。

令和 7 年 2 月 26 日提出

安中市長 岩 井 均

安中市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

安中市職員の退職手当に関する条例（平成１８年安中市条例第５０号）の一部を次のように改正する。

第１０条第１４項中「次の各号に掲げる退職手当ごとに、当該各号に定める」を「雇用保険法第５６条の３第１項第１号に該当する者に係る就業促進手当について同条第４項の規定により基本手当を支給したものとみなされる日数に相当する」に改め、各号を削る。

附 則

この条例は、令和７年４月１日から施行する。